

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)に
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更等(地方課)
- 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱の一部改正(農地経済課)
- 土地改良法による換地処分(二件)(農村整備課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(〃)
- 保安林の指定の解除(造林課)
- 保安林の指定の解除予定(二件)(〃)
- 特用樹母樹林の指定の解除(〃)
- 建築基準法による道路の位置の指定(二件)(建築課)

告 示

鳥取県告示第九百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による八頭中央地区第六工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十二年八月一日現在の地番による。)
大字殿字天神前	大字殿字天神前のうち一一六の三、一一六の九、一一六の一四、一一六の一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字殿字渡り瀬	大字殿字渡り瀬のうち一七三の二、一七四の一、一七四の四、一七五の一から一七五の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>大字殿字下河原</p>	<p>大字殿字天神前一六の三、一六の九、一六の一四、一六の一五及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字渡り瀬一七三の二、一七四の一、一七四の四、一七五の一から一七五の三まで及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字下河原のうち一八三の一の一部、一八三の五の一部、一八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字坂田字上河原二七四の一の一部</p>
<p>大字殿字下西代</p>	<p>大字殿字下西代のうち一八九の一、一九二の一の一部、一九二の二の一部、一九三の一部、一九四の一の一部、一九四の二の一部、二〇一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字坂田字上向田五七二の三の一部、五七二の五の一部、五七三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字殿字上西代</p>	<p>大字殿字下西代一八九の一、一九二の一の一部、一九三の一部、二〇一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字上西代の全域 大字殿字下段土居二一九、二二〇の四</p>
<p>大字殿字下段土居</p>	<p>大字殿字下段土居のうち二一九、二二〇の四以外の区域</p>
<p>大字坂田字上河原</p>	<p>大字坂田字上河原のうち二七四の一の一部、二七六の四の一部、二七七の一部、二八一の一の一部、二八一の二の一部、二八一の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字殿字下河原一八三の一の一部、一八三の五の一部、一八四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字坂田字赤岩</p>	<p>大字坂田字上河原二七六の四の一部、二七七の一部、二八一の一部、二八一の二の一部、二八一の七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字坂田字赤岩のうち二八四の一の一部、二八五の一の一部、二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字坂田字松ノ下二九三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二九二の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字坂田字松ノ下</p>	<p>大字坂田字赤岩二八四の一の一部、二八五の一の一部、二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字坂田字松ノ下のうち二九三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二九二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字坂田字築出シ</p>	<p>大字坂田字築出シのうち二九六の一、二九六の六、二九六の九、二九六の一〇、二九七の一、二九七の二、二九七の五、二九八の一、二九八の二、二九八の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字坂田字堂ノ前</p>	<p>大字坂田字築出シ二九六の一、二九六の六、二九六の九、二九六の一〇、二九七の一、二九七の二、二九七の五、二九八の一、二九八の二、二九八の七及びこれらと一体をなす国有地 大字坂田字堂ノ前のうち三〇六の一の一部、三〇七の一部、三〇七の一の一部、三〇八の一部、三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇六の二、三〇六の四、三〇六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字坂田字下河原上分三一〇の一、三一の一、三一の二の一、三一の三及びこれらと一体をなす国有地 大字坂田字下河原中分三一三、三一四の一部、三一五の一部、三一六の二の一部、三一六の三の一部及びこれらと</p>

	<p>大字坂田字下河原上分</p>	<p>大字坂田字下河原上分のうち三二〇の一、三二一の一、三二二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字坂田字下河原中分のうち三一三から三一五まで、三一六の一から三一六の三まで、三一七、三一八、三一八の一、三一九の一から三一九の四まで、三二〇の内第一、三二一の一、三二二の四から三二二の七まで、三二二の一から三二二の四まで、三二三、三二四、三二四の一から三二四の三まで、三二五、三二六、三二七の一、三二七の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字坂田字小深田のうち三四四の六、三四四の八、三四五の五、三四五の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字坂田字宿分三四七の一、三四七の六、三四八の一、三四九の三</p>	<p>大字坂田字下河原中分</p> <p>大字坂田字堂ノ前三〇六の一の一部、三〇七の一部、三〇七の一の一部、三〇八の一部、三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇六の二、三〇六の四、三〇六の五と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字坂田字下河原中分三一四の一部、三一五の一部、三一六の一、三一六の二の一部、三一六の三の一部、三一七、三一八、三一八の一、三一九の一から三一九の四まで、三一九の八、三二〇の一、三二〇の内第一、三二一の一、三二二の四から三二二の七まで、三二二の一から三二二の四まで、三二三、三二四、三二四の一から三二四の三まで、三二五、三二六、三二七の一、三二七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
	<p>大字坂田字重郎ヶ市</p>	<p>大字坂田字下河原中分三二二の一から三二二の四まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字坂田字小深田三四四の六、三四四の八、三四五の五、三四五の七及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字坂田字重郎ヶ市のうち三四六の一の一部、三四六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字坂田字宿分三四七の二の一部、三五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字坂田字下河原下分三八九の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字坂田字宿分</p> <p>大字坂田字重郎ヶ市三四六の一の一部、三四六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字坂田字宿分のうち三四七の一、三四七の二の一部、三四七の六、三四八の一、三四九の三、三五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字坂田字下河原下分</p> <p>大字坂田字下河原下分のうち三八九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字坂田字神明道下タ</p> <p>大字坂田字神明道下タのうち四二八の一の一部、四二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字坂田字山崎</p> <p>大字坂田字山崎のうち四九五の二、四九六の一から四九六の三まで、四九九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字坂田字松ノ木</p> <p>大字坂田字山崎四九五の二、四九六の一から四九六の三まで、四九九の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字坂田字松ノ木のうち五〇六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字坂田字藪下 夕</p>	<p>大字坂田字藪下夕五〇九の一部、五一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字坂田字藪下</p>	<p>大字坂田字藪下夕のうち五〇九の一部、五一〇の一部、五一五の二、五一五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字坂田字惣門 口</p>	<p>大字坂田字神明道下夕四二八の一部、四二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字坂田字松ノ木五〇六の一と一体をなす国有地の一部 大字坂田字藪下夕五一五の二、五一五の四及びこれらと一体をなす国有地 大字坂田字大内谷口の全域 大字坂田字惣門口の全域 大字坂田字梅ヶ坪五二四の二、五二四の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字坂田字梅ヶ 坪</p>	<p>大字坂田字梅ヶ坪のうち五二四の一部、五二四の二、五二四の四、五二五の一部、五二六の一部、五三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字坂田字向田下分五三三の一部、五四一の一部</p>
<p>大字坂田字向田 下分</p>	<p>大字坂田字梅ヶ坪五二四の一部、五二五の一部、五二六の一部、五三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字坂田字向田下分のうち五三三の一部、五四一の一部以外の区域 大字坂田字上向田五六五の一部、五六六から五六八までの一部、五六九の一部、五七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六三の二と一体をなす国有地の一部</p>

大字坂田字上向
田

大字坂田字上向田のうち五六五の一部、五六六から五六八までの一部、五六九の一部、五七〇の一部、五七二の三の一部、五七二の五の一部、五七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字殿字下西代一九二の一部、一九二の二の一部、一九四の一部、一九四の二の一部

廃止する字の名
大字坂田字大内谷口

鳥取県告示第九百九十七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 匡 次

指定番号	種 別	題 名	書 号	発行番号等	類 別	表示された発行所名
2874	雑誌その他 の刊行物	濡れ衣襲……泣き叫ぶ段 お図おとん		HM一 キB	類	テリス出版
2875	"	ミラクルOMANX ニューCream		NC一 2-H	類	テリス出版
2876	"	彩華		HM一 キ3	類	角コスモテザイ

2877	"	ジェラシー	HL- カー7	例コスモデザイン
2878	"	少女白書 夢汁淫戯	SH- 2-H	例コスモデザイン
2879	"	QのU-E-E-N	YQ- 2-H	Do 企画
2880	"	SPOON vol.1	SP- 2-H	Do 企画
2881	"	Touch VOL. 26	TT- 2-H	Do 企画
2882	"	美肉愛奴 水彩少女	HL- カー8	Do 企画
2883	"	敏感指刺激 恥部まる出し THE ONANIE 寂しい夜は...	HM- キア	Do 企画
2884	"	淫だらに円舞曲 妖色に円舞曲	HL- カーE	Do 企画
2885	"	やさしく愛校 私にさよなら	HM- キA	Do 企画
2886	"	PUSSY CATS	HM- キ1	なし
2887	"	ギヤルズアクション 8月号	雑誌 0258 3-8	考友社出版株式 会社
2888	"	コスモス通信 8月号	雑誌 1396 3-8	考友社出版株式 会社
2889	"	メロン通信 8月号	雑誌 03-8 186	コパルト社
2890	"	美少女CLUB 8月号	雑誌 0763 5-8	株式会社サン出 版
2891	"	シネマロード 9月号	雑誌 0435 5-9	株式会社サン出 版
2892	"	美少女CLUB 9月号	雑誌 0763 5-9	株式会社サン出 版

2893	"	ビデオ・エックス 10月号	雑誌 0762 1-10	株式会社笠倉出 版社
2894	"	ギヤルズ・キッス 10月号	雑誌 1292 1-10	三和出版株式会 社
2895	"	すっぴん 12月号増刊 コミックペンペン	雑誌 0546 4-12	英知出版株式会 社
2896	"	あこがれ女高生B組 1月号	雑誌 1766 5-1	考友社出版株式 会社
2897	"	アップル通信 1月号	雑誌 0155 9-1	三和出版株式会 社
2898	"	セクシーアクション 1月号	雑誌 0551 3-1	株式会社サン出 版
2899	"	ネロソジ通信 1月号	雑誌 0211 8-9	株式会社東京三 世社
2900	"	ザ・ベスト MAGAZINE 1月号	雑誌 03-1 140	KKベストセー ラ

鳥取県告示第九百九十八号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九十九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 有限会社フレッシュハウ スワタナベ	建物の名称 フレッシュハウスワタナ ベ青木店	建物の所在地 米子市永江五五九
--------------------------------	------------------------------	--------------------

鳥取県告示第九百九十九号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損及補償費補助金交付要綱（昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百六十一号）の一部を次のように改正し、昭和六十二年十二月二十二日から施行する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二の第三項第一号中「正副二部。」を「正副二部」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「正副二部及びこの写を三部」を「正副二部（前項第一号の書類にあつては四部）」に改める。

別記様式第一号中「漁政通詰令~~漁政~~」を「~~漁~~」に改め、同様式の記の2の罫の表を次のように改める。

区 分	被管農林漁業者等への貸付利率（年 %）	補助割合（年 %）			
		国	県	市町村	計
昭和55年7月から9月までの間の低温の資金の場合	経営資金 5.05以内の場合 3.0以内の場合	2.225	1.483	0.742	4.45
昭和62年8月28日から9月1日までの間の暴風雨以降の天災の資金の場合	経営資金 4.8以内の場合 4.0以内の場合 3.0以内の場合	0.95	0.633	0.317	1.9
		1.35	0.9	0.45	2.7
		2.405	0.863	0.432	3.7

鳥取県告示第千号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第六工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用

する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野郡日南町生山五八三弓場
友義はか一人の者が共同（田ノ原地区土地改良事業共同施行）して行う土
地改良事業に係る田ノ原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同
法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示す
る。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二号

大山町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業一の谷地
区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供
する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三号

溝口町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業北谷尻地区区画整
理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良
法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用
する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四号

岸本町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）且田原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五号

西伯町が行う土地改良事業に係る清水・橋地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字用瀬字ユズノ木谷一〇五七の二、字馬洗場一〇五八の二、一〇五九の三

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

鳥取県告示第七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福井字村寺谷ノ式 三五八の一

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字ス、ケ畑西平八〇一の二（次の図に示す部分に限る。）、八〇一の一八、字コイコ谷八四二の二〇、八四二の二一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九号

特用樹母樹林の指定を解除したので、次のとおり告示する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	解除年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住所及び氏名
五十五 一	昭和六十二年 十二月二十二 日	クヌギ	東伯郡三朝町大 字大谷字若杉山 一七八一七〇	六八〇本	一・〇〇 ヘクタール	東伯郡三朝町大 字大谷四〇〇 入澤太喜雄

鳥取県告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十二年十二月二十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
埼玉県上福岡市清見一 丁目六一九 牧山儀保	倉吉市山根字耆町田四 三一七	幅員 二・五〇〇 延長 六五・七三

鳥取県告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十二年十二月二十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
倉吉市八屋三二六一六 株式会社平和不動産 代表取締役 菅原健一	倉吉市伊木字中新田二 六七一五	幅員 四・〇〇 延長 三五・〇〇